

みえスマート林業推進協議会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「みえスマート林業推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(設置目的)

第2条 協議会は、スマート林業に関する技術や効果など、先進的な知識を県内の林業関係者間で共有し、広く普及することで、林業イノベーションを加速化し、林業の安全性や生産性の向上、木材供給力の強化を通じて、本県林業・木材産業のグリーン成長を実現することを目的とする。

(所掌業務)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) スマート林業に関する先進事例の情報収集・発信
- (2) スマート林業の導入に向けた研修会の開催
- (3) スマート林業の現場実装に関する調査・検証
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表の団体等をもって構成する。

- 2 会員の追加・変更は、会長が承認し、次の協議会に報告するものとする。
- 3 協議会は、必要に応じて部会を設置することができ、その構成は会長が定める。
- 4 会長は、必要に応じて第一項に掲げる会員以外の者をオブザーバーとして協議会に参画させることができる。

(役員及びその職務)

第5条 協議会に会長を置き、会員の互選により選任する。また、副会長は会長が会員の中から指名する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議等は、会長が必要に応じて招集する。ただし、やむを得ない事情により会員を招集することが困難な場合は、書面もしくはインターネット会議に代えることができる。

- 2 会議の議長は、会長が務める。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議に出席できない会員は、あらかじめ書面で表決することができる。この場合において、第3項の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(事務局)

第7条 この協議会の事務局を、三重県農林水産部森林・林業経営課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月5日から施行する。